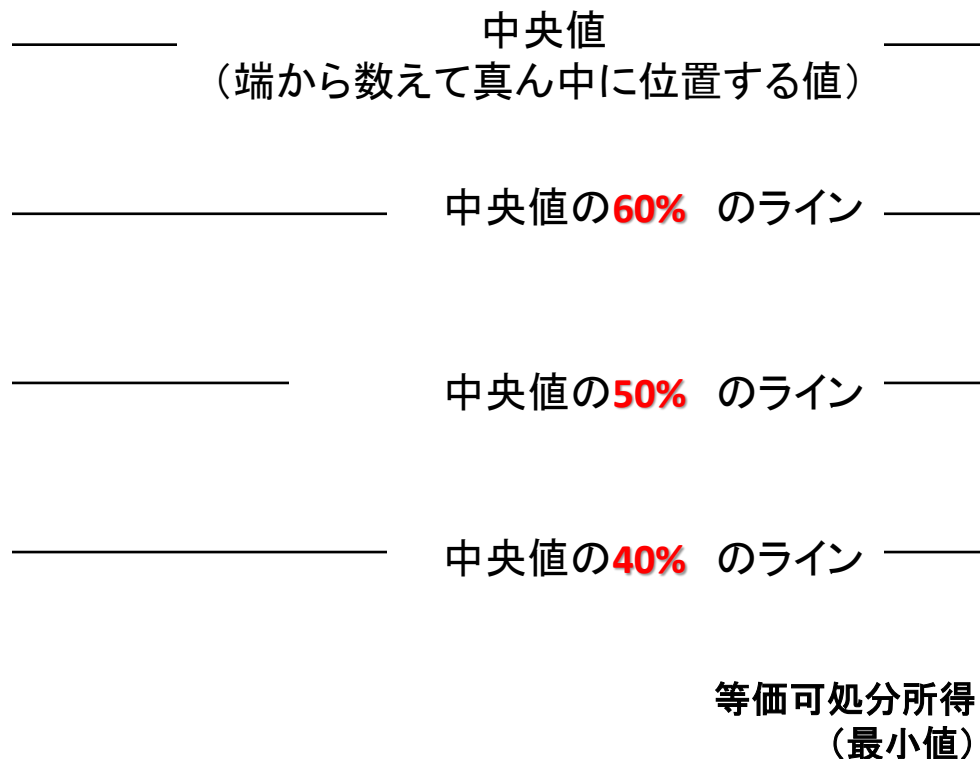


1. 等価可処分所得により困窮の程度を分類

世帯の可処分所得(収入から税金や社会保険料を引いた実質手取り分の収入)を世帯人数の平方根で割った額

等価可処分所得
(最大値)



中央値以上

困窮度Ⅳ

困窮度Ⅲ

困窮度Ⅱ

困窮度Ⅰ

2. 剥奪指標(保護者票問7)と困窮度との関連

(1) 困窮度の分類にあたって

困窮度の分類にあたっては、年度の所得のみによって測るのではなく、その地域の生活水準をあわせて測定することも必要です。

そのため、「その世帯が何ができなかったのか」など、実際の生活に必要なものやサービスをリストアップし、それらの欠如を地域ごとに調べることによって、より実態に近い測定ができると考えられています。

今回の調査結果の分析にあたっても、等価可処分所得による困窮の程度の分類とともに、「その世帯が何ができなかったのか」をたずねる質問項目を設け、回答個数を合計したものを、困窮度の分類に用います。(以下、「剥奪(はくだつ)指標」と言います。)

(2) 剥奪指標の算出のための項目一覧(保護者票問7)

| 回答の少ない順 | 項目 | 人数 | % |
|---------|-------------------------------|------|------|
| 1 | 電気・ガス・水道などが止められた | 31 | 1.2 |
| 2 | 敷金・保証金等を用意できないので、住み替え・転居を断念した | 56 | 2.2 |
| 3 | 医療機関を受診できなかった | 77 | 3.0 |
| 4 | クレジットカードの利用が停止になったことがある | 86 | 3.3 |
| 5 | 家賃や住宅ローンの支払いが滞ったことがある | 75 | 2.9 |
| 6 | 電話(固定・携帯)などの通信料の支払いが滞ったことがある | 82 | 3.2 |
| 7 | 冠婚葬祭のつきあいを控えた | 107 | 4.1 |
| 8 | 国民健康保険料の支払いが滞ったことがある | 106 | 4.1 |
| 9 | 国民年金の支払いが滞ったことがある | 168 | 6.5 |
| 10 | 金融機関などに借金をしたことがある | 191 | 7.4 |
| 11 | 子ども部屋が欲しかったがつくれなかった | 180 | 6.9 |
| 12 | スマートフォンへの切替・利用を断念した | 222 | 8.6 |
| 13 | 鉄道やバスの利用を控え、自転車を使ったり歩くようにした | 382 | 14.7 |
| 14 | 生活の見通しがたたなくて不安になったことがある | 501 | 19.3 |
| 15 | 新聞や雑誌を買うのを控えた | 641 | 24.7 |
| 16 | 友人・知人との外食を控えた | 709 | 27.4 |
| 17 | 冷暖房の使用を控えた | 798 | 30.8 |
| 18 | 理髪店・美容院に行く回数を減らした | 853 | 32.9 |
| 19 | 食費を切りつめた | 997 | 38.5 |
| 20 | 新しい衣服・靴を買うのを控えた | 1136 | 43.8 |
| 21 | 趣味やレジャーの出費を減らした | 1241 | 47.9 |
| | 1～21の項目には、どれにもあてはまらない | 684 | 26.4 |
| | 無回答 | 83 | 3.2 |

3. 困窮度の各群が、剥奪指標(保護者票問7)に平均何個当てはまるかをグラフ化

